

中小・地域金融関係向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>Ⅲ－４－１５ <u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項</u></p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅲ－４－１５－１ <u>経営強化計画の記載事項に関する留意事項(新設)</u></p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(以下Ⅲ－４</p> | <p>Ⅲ－４－１５ <u>金融機能強化法に関する留意事項</u></p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>Ⅲ－４－１５－１ <u>経営強化計画の記載事項に関する留意事項</u></p> <p>(1) <u>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令(以下Ⅲ－４－１５において「府令」という。)第９条第２号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>「中小企業者」とは、銀行法施行規則別表第一における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いたものとする。</u></p> <p>② <u>「地元の事業者」とは、当該銀行が主として業務を行っている地域が属する都道府県内の事業者(個人事業者を含む。)とする。</u></p> <p>③ <u>「信用供与」については、以下のものを除外したものとす</u> <u>る。</u> <u>イ. 政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出</u> <u>ロ. 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道路公社向け貸出</u> <u>ハ. 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ向け貸出</u> <u>ニ. 自行の子会社向け貸出、及び自行を子会社とする銀行持株会社等(その子会社も含む。)向け貸出</u> <u>ホ. 個人向け貸出</u> <u>ヘ. 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出</u></p> <p>(2) <u>府令別紙様式第一号(記載上の注意) 7. (1)及び別紙様式第</u></p> |

中小・地域金融関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>－15において「府令」という。)別紙様式第一号(記載上の注意)9.(1)及び別紙様式第二号(記載上の注意)10.(1)に規定する「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 「取引先の企業の総数」には、個人事業者を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</p> <p>② 「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する方策(新設)</p> <p>ニ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p> a. 政府系金融機関と協調して投融資等を行った取引先</p> <p> b. 創業支援融資商品による融資を行った取引先</p> <p> c. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</p> <p>ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を</p> | <p>二号(記載上の注意)8.(1)に規定する「経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下Ⅲ－4－15－1(2)において同じとする。</p> <p>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</p> <p>① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p>① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p> イ. 政府関係金融機関と協調して投融資等を行った取引先</p> <p> ロ. 創業支援融資商品による融資を行った取引先</p> <p> ハ. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</p> <p>② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に</p> |

中小・地域金融関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策</p> <p>a. <u>コンサルティング機能、情報提供機能等</u>を活用して、<u>財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&A等の助言</u>を行った取引先(新設)</p> <p>b. <u>紹介した外部専門家(経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等)</u>が業務再構築等の助言を行った取引先等</p> <p>ハ. <u>早期の事業再生に資する方策</u></p> <p>a. <u>人材を派遣して再建計画策定その他の支援等</u>を行った取引先</p> <p>b. <u>プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)</u>(注)及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に<u>関与した取引先</u> (注) 再生型法的整理(民事再生法、会社更生法等)において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>c. <u>企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資(現物出資)した取引先</u></p> <p>d. <u>企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ(DES)、デット・デット・スワップ(DDS)、DIPファイナンス等の手法</u>を活用した取引先</p> <p>e. 「<u>中小企業再生型信託スキーム</u>」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に<u>関与した取引先</u></p> | <p>係る機能の強化のための方策</p> <p>イ. <u>コンサルティング機能、情報提供機能等</u>を活用して、<u>財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言</u>を行った取引先</p> <p>ロ. <u>取引先との長期的な密度の高い関係(コミュニケーション)</u>から得られる情報を活用しつつ、<u>公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応</u>を継続して行っている先</p> <p>ハ. <u>紹介した外部専門家(経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等)</u>が業務再構築等の助言を行った取引先等</p> <p>③ <u>早期の事業再生に資する方策</u></p> <p>イ. <u>人材を派遣して再建計画策定その他の支援等</u>を行った取引先</p> <p>ロ. <u>プリパッケージ型事業再生(民事再生法等の活用)</u>(注)及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に<u>関与した取引先</u> (注) 再生型法的整理(民事再生法、会社更生法等)において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. <u>企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資(現物出資)した取引先</u></p> <p>ニ. <u>企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ(DES)、デット・デット・スワップ(DDS)、DIPファイナンス等の手法</u>を活用した取引先</p> <p>ホ. 「<u>中小企業再生型信託スキーム</u>」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に<u>関与した取引先</u></p> |

中小・地域金融関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p><u>f. 産業再生機構を活用して再生計画の策定に関与した取引先</u> <u>g. 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</u> <u>(新設)</u></p> <p>二. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</p> <p><u>a. スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先</u> <u>b. 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先</u> <u>c. 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する特別な融資プログラムによる融資を行った取引先 等</u> <u>(新設)</u></p> <p>(注2) 上記「経営改善支援等取組先」のうち<u>ロ.</u> 及び<u>ハ.</u> については、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし、当該取組先の経営の実態に応じて、例えば、<u>①</u>経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先としている、<u>②</u>本部と営業店が連携して支援を行うこととしている等、経営改善支援の対象としていることについて客観的な裏付けがある場合に限る。したがって、単なる与信管理、<u>貸出条件の緩和等の契約更改、回収強化、金融支援等</u>を行っている先は、「経営改善支援等取組先」には含まれない</p> | <p><u>(削除)</u></p> <p><u>ヘ.</u> 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p><u>④</u> <u>事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策</u> <u>相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先 等</u></p> <p><u>⑤</u> 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</p> <p><u>イ.</u> <u>スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先</u> <u>ロ.</u> <u>財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先</u></p> <p><u>ハ.</u> <u>財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融資プログラムによる融資を行った取引先</u> <u>ニ.</u> <u>「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先 等</u></p> <p>(注2) 上記「経営改善支援等取組先」のうち<u>②</u>及び<u>③</u>については、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし、当該取組先の経営の実態に応じて、例えば、<u>イ.</u> 経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先としている、<u>ロ.</u> 本部と営業店が連携して支援を行うこととしている等、経営改善支援の対象としていることについて客観的な裏付けがある場合に限る。したがって、単なる与信管理、<u>貸出条件の緩和等の契約更改(経営改善の支援を目的としないものに限る。)</u>、<u>回収強化、金融支援等</u>を行っている先</p> |

中小・地域金融関係向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>ことに留意する。</p> <p>Ⅲ－４－１５－２ 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第５条第１項及び第１７条第１項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p><u>(1) 金融機能強化法第５条第１項第１号及び第１７条第１項第１号に規定する要件</u> <u>府令第１０条並びに第４１条第１号及び第２号イに規定するコア業務純益ＲＯＡの上昇の程度の審査に当たっては、経営強化計画を提出した銀行と同一の業態に属する銀行のうち、最近におけるコア業務純益ＲＯＡの上昇の程度が上位から３割以内に位置するものの当該経営強化計画の実施期間と同程度の期間における上昇の程度と同等であるか又はこれを上回るものであるかを目安とする。</u></p> <p><u>(2) 金融機能強化法第５条第１項第２号及び第１７条第１項第２号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、経営の改善の目標を達成するための方策について、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p><u>① 収益確保のための方策として、業務の合理化等抜本的な経費節減、収益性の高い分野への特化等既存事業に関する選択と集中による収益力の強化が実行されているか、又は、実行されることが確実に見込まれるか。</u></p> <p><u>② 当該方策の根拠となっているデータの確実性及び説明力は十分か。</u></p> | <p>は、「経営改善支援等取組先」には含まれないことに留意する。</p> <p>Ⅲ－４－１５－２ 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法第５条第１項及び第１７条第１項に規定する株式等の引受け等の決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 金融機能強化法第５条第１項第２号及び第１７条第１項第２号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、経営の改善の目標を達成するための方策として、地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化が実行されているか、又は、実行されることが確実に見込まれるかを確認する。</u> <u>また、併せて、当該方策が合理的なものか、説明力が十分かを確認する。</u></p> |

中小・地域金融関係向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>③ <u>当該方策の確実な実施に向けた内部管理態勢が整備されているか。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>① <u>経営強化計画が第三者(金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者に限る。)から評価を受けており、経営資源に照らして過度に実施困難でないと見込まれること。</u></p> <p>② 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</p> <p>③ 減資等により繰越欠損金の処理がなされている等、公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること。</p> <p>④ 社外取締役の選任・拡充を図る場合に当該取締役予定者の就</p> | <p>(2) <u>金融機能強化法第5条第1項第3号及び第17条第1項第4号イに規定する要件</u> <u>「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>毎年9月末日及び3月末日(以下「報告基準日」という。)における「中小規模事業者等向け貸出比率(中小企業者又は地元の事業者(以下「中小規模事業者等」という。)に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。)」の水準を、当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とすることが確実に見込まれるか。</u></p> <p>② <u>報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み」が合理的な水準となっているか。</u></p> <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 (削除)</p> <p>① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理態勢が構築されていること。</p> <p>② 減資等により繰越欠損金の処理がなされている等、公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること。</p> <p>③ 社外取締役の選任・拡充を図る場合に当該取締役予定者の就</p> |

中小・地域金融関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。</p> <p>⑤ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること(金融機能強化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) <u>金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第4号へ及びト</u>に規定する要件 審査に当たっては、「<u>経営強化計画の実施のために必要な範囲であること</u>」との要件について、<u>同一の業態に属する中位以上の銀行の自己資本比率の水準を一つの目安としつつ、資本参加を受ける銀行のリスクの状況等に見合うとともに、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(5) <u>金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号</u></p> | <p>任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。</p> <p>④ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること(金融機能強化法第17条第1項第3号に規定する要件に限る。)</p> <p>⑤ <u>金融機能強化法第5条第1項第6号に規定する基準適合金融機関等でないときは、府令第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策(当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。)が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</u></p> <p>(4) <u>金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号並びに第17条第1項第4号ホ及びヘ</u>に規定する要件 審査に当たっては、「<u>経営強化計画の実施のために必要な範囲であること</u>」との要件について、<u>金融市場の急激な変動が生じた場合でも、銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(5) <u>金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号</u></p> |

中小・地域金融関係向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>に規定する要件 審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、<u>かつ、</u>監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</p> <p>(6) 金融機能強化法第 17 条第 1 項第 6 号ハ及びニ(2)に規定する要件 審査に当たっては、「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと」との要件について、第 15 条第 1 項の申込みに係る株式等の引受け等が、資本参加を受ける銀行の自己資本比率を、経営強化計画を提出した銀行の直近の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額（以下「障壁除去に必要な額」という。）を超えないことを確認する。</p> <p>Ⅲ－４－15－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) 監督上の措置 ① 経営の改善の目標に係る監督上の措置 イ. <u>経営強化計画に、その終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項が記載されている場合</u> a. <u>経営強化計画の実施期間中</u> 経営強化計画の終期となる事業年度の前年度末以降において、コア業務純益 ROA の実績が経営強化計画の始期</p> | <p>に規定する要件 審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、<u>又は、</u>監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</p> <p>(6) 金融機能強化法第 17 条第 1 項第 6 号ハ及びニ(2)に規定する要件 審査に当たっては、「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと」との要件について、第 15 条第 1 項の申込みに係る株式等の引受け等が、資本参加を受ける銀行の自己資本比率を、経営強化計画を提出した銀行の直近の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額（以下「障壁除去に必要な額」という。）を超えないことを確認する。</p> <p>Ⅲ－４－15－３ 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置等</p> <p>金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置及び協定銀行に対する転換権の行使の要請については、特に以下の点に留意する。</p> <p>(1) 監督上の措置 ① 経営の改善の目標に係る監督上の措置 イ. <u>経営強化計画の実施期間中</u> 経営強化計画の始期となる事業年度の翌年度末以降において、報告基準日におけるコア業務純益の実績（コア業務純益 ROA を選択した場合はその実績）が経営強化計画の始期の水準を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとす</p> |

中小・地域金融関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p><u>を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。さらに、収益性の向上に係る経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合には、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>b. <u>経営強化計画の終期</u> <u>経営強化計画の終期において、経営強化計画に経営の改善の目標として記載されたコア業務純益ROA、業務粗利益経費率又は不良債権比率の目標（これらの目標以外に経営の改善の目標として経営強化計画に記載された目標を含む。）が達成されていない場合において、経営強化計画に記載された経営責任の明確化のための措置が講じられないときには、当該措置の実行を求める業務改善命令を発動するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>イ. 以外の場合</u> a. <u>経営強化計画の実施期間中</u> <u>経営強化計画の始期となる事業年度の翌年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</u></p> <p>b. <u>経営強化計画の終期</u> <u>経営強化計画の終期において、コア業務純益ROAの上昇の実績が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合又は業務粗利益経費率若しくは不良債権比率の実績が経営強化計画の始期と比較して低下していない場合には、その理由及び収益性若しくは業務の効率の向上</u></p> | <p><u>る。</u></p> <p>ロ. <u>経営強化計画の終期</u> <u>経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> |

中小・地域金融関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p><u>又は不良債権の処理に向けた抜本的な改善策の報告を求め、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(注) 上記 <u>b.</u> に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(<u>ロ.</u> 全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける銀行については、原則として、本措置は適用しないものとする。</p> <p>② <u>信用供与の円滑化等地域経済の活性化に関する方策に係る監督上の措置</u></p> <p>イ. <u>経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、経営強化計画に記載した「中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」又は「経営改善支援等取組先企業の数取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、当該始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> | <p>(注) 上記 <u>ロ.</u> に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(①全体注)障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける銀行については、原則として、本措置は適用しないものとする。</p> <p>② <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</u></p> <p>イ. <u>a. 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及び b. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又は c. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> |

中小・地域金融関向けの総合的な監督指針(本編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>ロ. <u>当該指標の実績が2期連続で経営強化計画の始期(季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期)を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>③ その他の場合の監督上の措置 上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた株式に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該株式の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(2) 協定銀行に対する転換権の行使の要請 資本参加を受けた銀行が基準適合金融機関等でなくなった場合その他の当該銀行につき議決権の制限を撤廃することによって経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要と認められる場合には、原則として、協定銀行に対して、当該銀行に係る取得株式等について、普通株式への転換請求権を行使するよう要請する方向で検討するものとする。</p> | <p>ロ. <u>経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記イ.のa.及びb.の実績、又はc.の実績が2期連続で経営強化計画の始期(季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期)の水準を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>③ その他の場合の監督上の措置 上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が引き受けた株式に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該株式の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(2) 協定銀行に対する転換権の行使の要請 資本参加を受けた銀行が基準適合金融機関等でなくなった場合その他の当該銀行につき議決権の制限を撤廃することによって経営管理を通じた適切な業務運営を確保することが必要と認められる場合には、原則として、協定銀行に対して、当該銀行に係る取得株式等について、普通株式への転換請求権を行使するよう要請する方向で検討するものとする。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>V-1-4 <u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律</u>に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>V-1-4-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項 <u>(新設)</u></p> | <p>V-1-4 <u>金融機能強化法</u>に関する留意事項</p> <p>金融機能強化法に基づき資本参加を行う場合の運用に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>V-1-4-1 経営強化計画の記載事項に関する留意事項</p> <p>(1) <u>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V-1-4において「府令」という。）第9条第2号ハに規定する「中小企業者」、「地元の事業者」及び「信用供与」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>「中小企業者」とは、信用金庫法施行規則、協同組合による金融事業に関する法律施行規則及び労働金庫法施行規則のそれぞれの別表第一における「中小企業等」から個人事業者以外の個人を除いたものとする。</u></p> <p>② <u>「地元の事業者」とは、協同組織金融機関等（金融機能強化法第34条の2に規定する協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）が主として業務を行っている地域が属する都道府県内の事業者（個人事業者を含む。）とする。</u></p> <p>③ <u>「信用供与」については、以下のものを除外したものである。</u></p> <p><u>イ. 政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出</u></p> <p><u>ロ. 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道路公社向け貸出</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p><u>金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（以下V-1-4において「府令」という。）別紙様式第一号（記載上の注意）9.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意）10.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>① <u>「取引先の企業の総数」には、個人事業者を含め、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</u></p> <p>② <u>「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</u></p> <p>イ. <u>創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p>ロ. <u>経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p>ハ. <u>早期の事業再生に資する方策</u></p> | <p><u>ハ. 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るSPC向け貸出</u></p> <p><u>ニ. 自金庫又は自組合の子会社向け貸出</u></p> <p><u>ホ. 個人向け貸出</u></p> <p><u>ヘ. 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出</u></p> <p><u>(2) 府令別紙様式第一号（記載上の注意）7.（1）及び別紙様式第二号（記載上の注意）8.（1）に規定する「経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。以下V-1-4-1(2)において同じとする。</u></p> <p><u>また、「経営改善支援等取組先」とは、経営強化計画に記載した以下の方策に基づき、経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</u></p> <p>① <u>創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p>② <u>経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p>③ <u>早期の事業再生に資する方策</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p><u>(新規)</u></p> <p><u>二. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</u></p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p><u>イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p><u>a. 政府系金融機関と協調して投融資等を行った取引先</u></p> <p><u>b. 創業支援融資商品による融資を行った取引先</u></p> <p><u>c. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</u></p> <p><u>ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p><u>a. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&A等の助言を行った取引先</u></p> <p><u>(新設)</u></p> | <p><u>④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p><u>⑤ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</u></p> <p>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</p> <p><u>① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p><u>イ. 政府関係金融機関と協調して投融資等を行った取引先</u></p> <p><u>ロ. 創業支援融資商品による融資を行った取引先</u></p> <p><u>ハ. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</u></p> <p><u>② 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策</u></p> <p><u>イ. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った取引先</u></p> <p><u>ロ. 取引先との長期的な密度の高い関係（コミュニケーション）から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る助言など、事業者の幅広い</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>b. 紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先等</p> <p>ハ. 早期の事業再生に資する方策</p> <p>a. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先</p> <p>b. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用） （注）及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先 （注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>c. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資（現物出資）した取引先</p> <p>d. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先</p> <p>e. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先</p> <p>f. 産業再生機構を活用して再生計画の策定に関与した取引先</p> | <p><u>情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行っている先</u></p> <p>ハ. 紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先等</p> <p>③ 早期の事業再生に資する方策</p> <p>イ. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先</p> <p>ロ. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用） （注）及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先 （注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</p> <p>ハ. 企業再生ファンドの組成による企業再生のため当該ファンドに出資（現物出資）した取引先</p> <p>ニ. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先</p> <p>ホ. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先 <u>（削除）</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p><u>先</u> <u>g.</u> 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等 (新設)</p> <p><u>三.</u> 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の<u>中小企業</u>をはじめとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</p> <p><u>a.</u> スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先</p> <p><u>b.</u> 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先</p> <p><u>c.</u> 財務諸表の精度が相対的に高い<u>中小企業</u>に対する特別な融資プログラムによる融資を行った<u>取引先 等</u> (新設)</p> <p>(注2) 上記「経営改善支援等取組先」のうち<u>ロ.</u> 及び<u>ハ.</u> については、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし、当該取組先の経営の実態に応じて、例えば、①経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先としている、②本部と営業店が連携して支援を行うこととしている等、経営</p> | <p><u>ヘ.</u> 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</p> <p>④ <u>事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策</u> <u>相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先 等</u></p> <p>⑤ <u>担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</u></p> <p><u>イ.</u> スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先</p> <p><u>ロ.</u> 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先</p> <p><u>ハ.</u> 財務諸表の精度が相対的に高い<u>中小企業者</u>に対する特別な融資プログラムによる融資を行った<u>取引先</u></p> <p><u>ニ.</u> 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った<u>取引先 等</u></p> <p>(注2) 上記「経営改善支援等取組先」のうち②及び③については、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし、当該取組先の経営の実態に応じて、例えば、<u>イ.</u> 経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先としている、<u>ロ.</u> 本部と営業店が連携して支援を行うこととしてい</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>改善支援の対象としていることについて客観的な裏付けがある場合に限る。したがって、単なる与信管理、<u>貸出条件の緩和等の契約更改</u>、回収強化、金融支援等を行っている先は、「経営改善支援等取組先」には含まれないことに留意する。</p> <p><u>V-1-4-2 経営強化計画の添付書類に関する留意事項</u> 府令第3条第1項第6号等に規定する「第三者」には、<u>協同組織中央金融機関も含まれることに留意する。</u></p> <p><u>V-1-4-3 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p>金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取りの決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p>(1) <u>金融機能強化法第5条第1項第1号、第17条第1項第1号並びに第28条第1項第2号イ及び第3号イに規定する要件</u> 府令第10条、第41条第1号及び第2号イ、第73条第1号並びに第74条第1号に規定するコア業務純益ROAの上昇の程度の審査に当たっては、<u>経営強化計画を提出した金融機関等と同一の業</u></p> | <p>る等、経営改善支援の対象としていることについて客観的な裏付けがある場合に限る。したがって、単なる与信管理、<u>貸出条件の緩和等の契約更改（経営改善の支援を目的としないものに限る。）</u>、回収強化、金融支援等を行っている先は、「経営改善支援等取組先」には含まれないことに留意する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>V-1-4-2 株式等の引受け等の決定に関する留意事項</u></p> <p>金融機能強化法第5条第1項及び第17条第1項に規定する株式等の引受け等の決定並びに第28条第1項に規定する信託受益権等の買取りの決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p><u>態に属する金融機関等のうち、最近におけるコア業務純益ROAの上昇の程度が上位から3割以内に位置するものの当該経営強化計画の実施期間と同程度の期間における上昇の程度と同等であるか又はこれを上回るものであるかを目安とする。</u></p> <p>(2) <u>金融機能強化法第5条第1項第2号、第17条第1項第2号並びに第28条第1項第2号ロ及び第3号ロに規定する要件</u> <u>審査に当たっては、経営の改善の目標を達成するための方策について、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>収益確保のための方策として、業務の合理化等抜本的な経費節減、収益性の高い分野への特化等既存事業に関する選択と集中による収益力の強化が実行されているか、又は、実行されることが確実に見込まれるか。</u></p> <p>② <u>当該方策の根拠となっているデータの確実性及び説明力は十分か。</u></p> <p>③ <u>当該方策の確実な実施に向けた内部管理態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>(1) <u>金融機能強化法第5条第1項第2号、第17条第1項第2号並びに第28条第1項第2号ロ及び第3号ロに規定する要件</u> <u>審査に当たっては、経営の改善の目標を達成するための方策として、地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化が実行されているか、又は、実行されることが確実に見込まれるかを確認する。</u> <u>また、併せて、当該方策が合理的なものか、説明力が十分かを確認する。</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) <u>金融機能強化法第5条第1項第3号及び第17条第1項第4号イ</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</p> <p>① <u>経営強化計画が第三者（金融、法律、会計等に関して優れた識見を有する者に限る。）から評価を受けており、経営資源に照らして過度に実施困難でないと見込まれること（金融機能強化法第5条第1項第4号及び第17条第1項第3号に規定する要件に限る。）。</u></p> <p>② 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理体制が構築されていること。</p> | <p><u>に規定する要件</u></p> <p><u>「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画」を適切かつ円滑に実施するための方策の審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p>① <u>毎年9月末日及び3月末日（以下「報告基準日」という。）における「中小規模事業者等向け貸出比率（中小企業者又は地元事業者（以下「中小規模事業者等」という。）に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）」の水準を、当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とすることが確実に見込まれるか。</u></p> <p>② <u>報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み」が合理的な水準となっているか。</u></p> <p>(3) 金融機能強化法第5条第1項第4号、第17条第1項第3号並びに第28条第1項第2号ハ及び第3号ハに規定する要件 審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。 <u>（削除）</u></p> <p>① 部門別の損益管理が実施されている等、経営強化計画が適切に実施されるための経営管理体制が構築されていること。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>③ 減資等により繰越欠損金の処理がなされている等、公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること。</p> <p>④ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。</p> <p>⑤ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第 17 条第 1 項第 3 号並びに第 28 条第 1 項第 2 号ハ及び第 3 号ハに規定する要件に限る。）。 <u>（新設）</u></p> | <p>② 減資等により繰越欠損金の処理がなされている等、公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること。</p> <p>③ 員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。</p> <p>④ 労使間で十分な協議を行うこと、かつ、経営強化計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことが見込まれる等、経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されないものであること（金融機能強化法第 17 条第 1 項第 3 号並びに第 28 条第 1 項第 2 号ハ及び第 3 号ハに規定する要件に限る。）。 <u>⑤ 基準適合金融機関等（金融機能強化法第 5 条第 1 項第 6 号に規定する基準適合金融機関等をいう。V-1-4-7(2)④において同じ。）でないときは、府令第 5 条第 6 号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、計画の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(4) 金融機能強化法第5条第1項第6号及び第17条第1項第4号二に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第5条第2号イ及び第14条第2号イに規定する「主務省令で定める基準に適合するものであること」との要件について、<u>府令第11条第3項第2号及び第42条第3項第2号</u>に規定する「主として業務を行っている地域」については協同組織金融機関の主たる事務所が所在する都道府県を、また、「相当と認める率」については1%を、目安とするものとする。</p> | <p>(4) 金融機能強化法第5条第1項第6号及び第17条第1項第4号二に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第5条第2号及び第14条第2号に規定する「主務省令で定める基準に適合するものである場合」との要件について、<u>府令第11条第2号及び第42条第2号</u>に規定する「主として業務を行っている地域」については協同組織金融機関の主たる事務所が所在する都道府県を、また、「相当と認める率」については1%を、目安とするものとする。</p> |
| <p>(5) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号、<u>第17条第1項第4号へ及びト並びに第28条第1項第1号ロ及び第2号ニ(2)</u>に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、<u>同一の業態に属する中位以上の金融機関等の自己資本比率の水準を一つの目安としつつ、資本参加を受ける金融機関等のリスクの状況等に見合うとともに、当該金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> | <p>(5) 金融機能強化法第5条第1項第8号及び第9号、<u>第17条第1項第4号ホ及びへ並びに第28条第1項第1号ロ及び第2号ニ(2)</u>に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、「経営強化計画の実施のために必要な範囲であること」との要件について、<u>金融市場の急激な変動が生じた場合でも、金融機関等の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該金融機関等が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> |
| <p>(6) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の</p> | <p>(6) 金融機能強化法第5条第1項第11号及び第17条第1項第8号に規定する要件</p> <p>審査に当たっては、経営強化計画に添付される貸借対照表等の</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、かつ、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</p> | <p>財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、又は、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</p> |
| <p>(7) 金融機能強化法第 17 条第 1 項第 6 号ハ及びニ(2)並びに第 28 条第 1 項第 3 号ホに規定する要件</p> <p>審査に当たっては、「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと」との要件について、第 15 条第 1 項の申込みに係る株式等の引受け等が、資本参加を受ける金融機関等の自己資本比率を、経営強化計画を提出した金融機関等の直近の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額（以下「障壁除去に必要な額」という。）を超えないことを確認する。</p> | <p>(7) 金融機能強化法第 17 条第 1 項第 6 号ハ及びニ(2)並びに第 28 条第 1 項第 3 号ホに規定する要件</p> <p>審査に当たっては、「金融組織再編成の実施のために必要な範囲を超えないこと」との要件について、第 15 条第 1 項の申込みに係る株式等の引受け等が、資本参加を受ける金融機関等の自己資本比率を、経営強化計画を提出した金融機関等の直近の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額（以下「障壁除去に必要な額」という。）を超えないことを確認する。</p> |
| <p><u>V-1-4-4 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</u></p> | <p><u>V-1-4-3 経営強化計画の履行を確保するための監督上の措置</u></p> |
| <p>(1) 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. <u>経営強化計画に、その終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項が記載されている場合</u></p> <p>a. <u>経営強化計画の実施期間中</u></p> <p>経営強化計画の終期となる事業年度の前年度末以降にお</p> | <p>(1) 金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第 11 条及び第 21 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p>イ. <u>経営強化計画の実施期間中</u></p> <p>経営強化計画の始期となる事業年度の翌事業年度末以降において、報告基準日におけるコア業務純益の実績（コア業務純益 R O A を選択した場合はその実績）が経営強化計画の始期の水準を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p><u>いて、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。さらに、収益性の向上に係る経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合には、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p><u>b. 経営強化計画の終期</u></p> <p><u>経営強化計画の終期において、経営強化計画に経営の改善の目標として記載されたコア業務純益ROA、業務粗利益経費率又は不良債権比率の目標（これらの目標以外に経営の改善の目標として経営強化計画に記載された目標を含む。）が達成されていない場合において、経営強化計画に記載された経営責任の明確化のための措置が講じられないときには、当該措置の実行を求める業務改善命令を発動するものとする。</u></p> <p><u>ロ. イ. 以外の場合</u></p> <p><u>a. 経営強化計画の実施期間中</u></p> <p><u>経営強化計画の始期となる事業年度の翌年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</u></p> | <p><u>係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</u></p> <p><u>ロ. 経営強化計画の終期</u></p> <p><u>経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p><u>b. 経営強化計画の終期</u> <u>経営強化計画の終期において、コア業務純益ROAの上昇の実績が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合又は業務粗利益経費率若しくは不良債権比率の実績が経営強化計画の始期と比較して低下していない場合には、その理由及び収益性若しくは業務の効率の向上又は不良債権の処理に向けた抜本的な改善策の報告を求め、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(注) <u>上記b.</u>に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>(ロ. 全体注)</u> 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける金融機関等については、原則として、本措置は適用しないものとする。</p> <p>② <u>信用供与の円滑化等地域経済の活性化に関する方策に係る監督上の措置</u></p> | <p><u>の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(注) <u>上記ロ.</u>に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>(①全体注)</u> 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける金融機関等については、原則として、本措置は適用しないものとする。</p> <p>② <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>イ. <u>経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、経営強化計画に記載した「中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」（信用金庫又は信用協同組合にあつては「信用供与の残高の総資産に占める割合」）又は「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、当該始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>当該指標の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>③ その他の場合の監督上の措置 上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保</p> | <p>イ. a. <u>報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びb. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はc. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記イ. のa. 及びb. の実績、又はc. の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>③ その他の場合の監督上の措置 上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>（注）なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(2) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第 32 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p><u>イ. 経営強化計画に、その終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項が記載されている場合</u></p> <p><u>a. 経営強化計画の実施期間中</u></p> <p><u>経営強化計画の終期となる事業年度の前年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものと</u></p> | <p>するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>（注）なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p>(2) 協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本の増強に関する特別措置に係る監督上の措置</p> <p>金融機能強化法第 32 条に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</p> <p>① 経営の改善の目標に係る監督上の措置</p> <p><u>イ. 経営強化計画の実施期間中</u></p> <p><u>経営強化計画の始期となる事業年度の翌事業年度末以降において、報告基準日におけるコア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画の始期の水準を下回った場合には、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>する。さらに、収益性の向上に係る経営の改善の目標の達成に向けた実効性のある施策が十分に講じられてきたと認められない場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>b. 経営強化計画の終期</p> <p>経営強化計画の終期において、経営強化計画に経営の改善の目標として記載されたコア業務純益ROA、業務粗利益経費率又は不良債権比率の目標（これらの目標以外に経営の改善の目標として経営強化計画に記載された目標を含む。）が達成されていない場合において、経営強化計画に記載された経営責任の明確化のための措置が講じられないときには、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、当該措置の実行を求める業務改善命令を発動するものとする。</p> <p>ロ. イ. 以外の場合</p> <p>a. 経営強化計画の実施期間中</p> <p>経営強化計画の始期となる事業年度の翌年度末以降において、コア業務純益ROAの実績が経営強化計画の始期を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</p> | <p>ロ. 経営強化計画の終期</p> <p>経営強化計画の終期において、コア業務純益の実績（コア業務純益ROAを選択した場合はその実績）が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合、又は、業務粗利益経費率の実績が経営強化計画の始期の水準を上回った場合には、その理由及び収益性又は業務の効率の向上に向けた抜本的な改善策について報告を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p><u>b. 経営強化計画の終期</u></p> <p><u>経営強化計画の終期において、コア業務純益ROAの上昇の実績が経営強化計画に記載された目標を3割以上下回った場合又は業務粗利益経費率若しくは不良債権比率の実績が経営強化計画の始期と比較して低下していない場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び収益性若しくは業務の効率の向上又は不良債権の処理に向けた抜本的な改善策の報告を求め、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、必要に応じ、当該改善策を実行する業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(注) <u>上記b.</u>に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>(ロ. 全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関については、原則として、本措置は適用しないものとする。</u></p> | <p>(注) <u>上記ロ.</u>に係る業務改善命令が発動された場合は、翌年度以降改善状況のフォローアップを行い、なお状況の改善が図られていないと認められるときには、原則として、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、責任ある経営体制の確立を含む抜本的改善策の提出及びその実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>(①全体注) 障壁除去に必要な額を超えない範囲で資本参加を受ける協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関については、原則として、本措置は適用しないものとする。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>② <u>信用供与の円滑化等地域経済の活性化に関する方策に係る監督上の措置</u></p> <p>イ. <u>経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、経営強化計画に記載した「中小企業又は地元事業者に対する信用供与の残高の総資産に占める割合」（信用金庫又は信用協同組合にあっては「信用供与の残高の総資産に占める割合」）又は「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、当該始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>当該指標の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則として当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> | <p>② <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</u></p> <p>イ. a. <u>報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及びb. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又はc. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由について報告を求める。さらに、当該指標の改善に向けた実効性のある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、当該指標に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>経営強化計画の始期から1年後の報告基準日以降において、上記イ. のa. 及びb. の実績、又はc. の実績が2期連続で経営強化計画の始期（季節変動要因等を考慮すべき場合は始期直前の同期）の水準を下回った場合には、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、その理由及び抜本的改善策について報告を求めるとともに、原則と</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>③ その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、所定の配当がなされない理由、当該信託受益権等に係る取得優先出資等の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> | <p>して当該改善策の実行を求める業務改善命令の発動を検討するものとする。</p> <p>③ その他の場合の監督上の措置</p> <p>上記の場合のほか、経営強化計画の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該経営強化計画の履行を確保するため、監督上必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(注) なお、協定銀行が買取りを行った信託受益権等に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、当該協同組織中央金融機関又は当該協同組織金融機関に対し、所定の配当がなされない理由、当該信託受益権等に係る取得優先出資等の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</p> <p><u>V-1-4-4 金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行前に改正前の金融機能強化法の規定によりされた決定に係る経営強化計画について</u></p> <p><u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律</u>（以下「改</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|------|---|
| | <p><u>正法」という。）の施行前に改正法第1条の規定による改正前の金融機能強化法第5条第1項又は第17条第1項の規定によりされた決定に係る経営強化計画については、本監督指針の一部改正（平成20年12月17日適用）による改正前の本監督指針V-1-4の規定を適用することとする。</u></p> |
| (新設) | <p><u>V-1-4-5 協同組織金融機能強化方針の記載事項に関する留意事項</u> <u>府令第93条第2号ハの「中小規模事業者等」については、V-1-4-1(1)を参照すること。</u></p> |
| (新設) | <p><u>V-1-4-6 協同組織中央金融機関が協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合の審査体制に係る留意事項</u> <u>府令第94条第1号ハに規定する「特定支援の申込みをした協同組織金融機関等により適切に資産の査定がされていること。」については、特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による当該申込みの日前1年以内の一定の日の資産の査定について、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであること又は、監査法人等若しくは協同組織中央金融機関との協議を経ていることとする。</u></p> |
| (新設) | <p><u>V-1-4-7 優先出資の引受け等の決定に関する留意事項</u> <u>金融機能強化法第34条の4第1項に規定する優先出資の引受け等の</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p><u>決定に関し、以下に掲げる要件の審査に当たっては、それぞれ特に以下の点に留意するものとする。</u></p> <p>(1) <u>金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する要件</u></p> <p>① <u>「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」の審査に当たっては、当該方針が協同組織金融関係機関（金融機能強化法第 34 条の 2 に規定する協同組織金融関係機関をいう。以下同じ。）全体において、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するためのものとなっていること。</u></p> <p>② <u>協同組織金融機関等に対する経営指導の方針やその内容が、当該協同組織金融機関等による金融機能の発揮を促進するために適切なものとなっていること。</u></p> <p>③ <u>協同組織金融機関等から優先出資の引受け等の申込みがあった場合に、以下の内容を含む計画を提出させ、それをフォローアップすることとなっていること。</u></p> <p>イ. <u>今後の経営戦略（収益性及び業務の効率の向上のための方策を含む。）及び経営の見通し</u></p> <p>ロ. <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策</u></p> <p>ハ. <u>責任ある経営体制の確立のための方策</u></p> <p>ニ. <u>優先出資又は劣後ローンの消却、償還又は返済に必要な財</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p><u>源を確保するための方策</u></p> <p><u>ホ. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営を確保するための方策</u></p> <p><u>(注) 「ロ. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策」には、以下の点が記載されることとなっているか確認する。</u></p> <p><u>a. 毎年9月末日及び3月末日（以下「報告基準日」という。）における中小規模事業者等向け貸出比率（中小企業者又は地元の事業者（以下「中小規模事業者等」という。）に対する信用供与の残高の総資産に占める割合をいう。以下同じ。）の水準を、計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策。</u></p> <p><u>b. 報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み</u></p> <p><u>c. 経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合の見込み</u></p> <p><u>(2) 金融機能強化法第34条の4第1項第2号に規定する要件審査に当たっては、特に以下の点に着眼する。</u></p> <p><u>① 協同組織金融機能強化方針を円滑かつ確実に実施するための経営管理体制や協同組織金融機関等に対する経営指導体制が構築されていること。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p>② <u>公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること。</u></p> <p>③ <u>員外監事の選任・拡充を図る場合に当該監事予定者の就任承諾を得ている等、責任ある経営体制の確立に向けた準備が整っていること。</u></p> <p>④ <u>基準適合金融機関等でないときは、府令第95条において準用する第5条第6号に規定する従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策（当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、経営責任の明確化を含めた経営管理に係る体制の抜本的な改善を図るための方策を含む。）が妥当なものであること。例えば、当該分析結果の内容を検証した結果、業務執行やリスク管理がずさんな経営管理体制が維持される場合には、方針の円滑・的確な実施が見込まれないものとして、国の資本参加の基準を満たさないこととする。</u></p> <p>⑤ <u>公的資金の管理運用体制（協同組織金融機関等からの特定支援の申込みに対する審査体制を含む。）が適切なものとなっていること。</u></p> <p>(3) <u>金融機能強化法第34条の4第1項第4号に規定する要件審査に当たっては、「協同組織金融関係機関の自己資本の充実の状況に照らし適切な範囲であること」との要件について、金融市場の急激な変動が生じた場合でも、協同組織金融関係機関の財</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|------|--|
| (新設) | <p><u>務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、協同組織金融関係機関による金融機能の発揮を促進するために十分な自己資本の水準かどうかを確認する。</u></p> <p>(4) <u>金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 5 号に規定する要件</u></p> <p>① <u>収益性及び業務の効率の向上のための方策については、金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、おおむね 15 年以内に優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保の観点から適切なものとなっていること。</u></p> <p>② <u>以下の経営改善の目標が、収益性及び業務の効率の向上のための方策に照らして適当な指標及び水準となっていること。</u></p> <p>イ. <u>収益性を示す一つ以上の指標</u></p> <p>ロ. <u>業務の効率を示す一つ以上の指標</u></p> <p>(5) <u>金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項第 6 号に規定する要件</u> <u>審査に当たっては、協同組織金融機能強化方針に添付される協同組織中央金融機関の貸借対照表等の財務諸表が、直近の当局検査の内容を的確に踏まえたものであるか、又は、監査法人等との協議を経たものであるかを確認する。</u></p> <p>V-1-4-8 <u>協同組織金融機能強化方針の履行を確保するための監督上の措置</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|--|
| | <p><u>金融機能強化法第 34 条の 8 に規定する監督上必要な措置については、特に以下の点に留意する。</u></p> <p>(1) <u>経営の改善の目標に係る監督上の措置</u></p> <p>① <u>収益性の目標に係る監督上の措置</u></p> <p>イ. <u>協同組織金融機能強化方針の始期（協同組織金融機能強化方針の提出の日の属する事業年度の開始の日（当該提出の日が 10 月 1 日から 3 月 31 日までの間である場合にあっては、10 月 1 日）とする。以下 V-1-4-8 において同じ。）の翌事業年度末以降において、事業年度末における収益性指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したもののうち、経営の改善の目標とする収益性を示す指標をいう。下記ロ. において同じ。）の実績が協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び収益性の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</u></p> <p>ロ. <u>2 事業年度連続で上記イ. の場合に該当し、かつ、収益性指標の実績が 2 事業年度連続で当該収益性指標の目標を 3 割以上下回った場合であって、金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、おおむね 15 年以内に優先出資処分又は償還若しくは返済に対応するための財源の確保に支障が生じ</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p><u>るおそれがあると認められるときは、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>② <u>業務の効率の目標に係る監督上の措置</u></p> <p>イ. <u>協同組織金融機能強化方針の始期の翌事業年度末以降において、業務効率の指標（協同組織金融機能強化方針において収益性及び業務の効率の向上のための方策として記載したもののうち、経営の改善の目標とする業務の効率を示す指標をいう。）の実績が2事業年度連続で協同組織金融機能強化方針の始期の属する事業年度の開始の日の水準と比較して悪化した場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由及び業務の効率の向上に係る改善策について報告を求め、フォローアップを行うものとする。</u></p> <p>ロ. <u>上記イ. の場合に該当し、かつ、金融機能強化法第 34 条の 4 第 1 項の決定を受けて協定銀行が取得する優先出資又は貸付債権に係る借入金につき、おおむね 15 年以内に優先出資処分、償還又は返済に対応するための財源の確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(2) <u>協同組織中央金融機関が行う当局に対する報告について</u> <u>金融機能強化法第 34 条の 8 第 1 項第 5 号に規定する「特別関係協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策の実施に</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p><u>関する状況」に、特別関係協同組織金融機関等（金融機能強化法第 34 条の 3 第 3 項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）（協同組織中央金融機関が特別関係協同組織金融機関等に対する特定支援の実施により取得した優先出資又は貸付債権の処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合における、当該特別関係協同組織金融機関等を除く。）に係る以下の指標について、報告基準日までの半期の実績が記載されていることを確認することとする。</u></p> <p>① <u>中小規模事業者等向け貸出比率</u> ② <u>中小規模事業者等に対する信用供与の残高</u> ③ <u>経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合</u></p> <p><u>（注）上記③及び下記(3)の「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」については、以下の点に留意するものとする。</u></p> <p><u>なお、「経営改善支援等取組先企業」及び「取引先の企業」には、個人事業者を含み、個人ローン又は住宅ローンのみの取引先は含まないものとする。</u></p> <p><u>また、「経営改善支援等取組先」とは、特別関係協同組織金融機関等が以下の事項に係る経営改善支援等に取り組んでいる取引先とする。</u></p> <p><u>イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p><u>ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援</u></p> <p><u>ハ. 早期の事業再生に資する取組み</u></p> <p><u>ニ. 事業の承継に対する支援</u></p> <p><u>ホ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実</u></p> <p><u>(注1) 上記「経営改善支援等取組先」の具体例は以下のとおり。</u></p> <p><u>イ. 創業又は新事業の開拓に対する支援</u></p> <p><u> a. 政府関係金融機関と協調して投融資等を行った取引先</u></p> <p><u> b. 創業支援融資商品による融資を行った取引先</u></p> <p><u> c. 企業育成ファンドの組成・出資等を行った取引先 等</u></p> <p><u>ロ. 経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援</u></p> <p><u> a. コンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編等の助言を行った取引先</u></p> <p><u> b. 取引先との長期的な密度の高い関係（コミュニケーション）から得られる情報を活用しつつ、公的制度等に係る情報提供、資金繰りや売上げ等に係る経営改善指導、財務書類の作成や後継者育成等に係る助言など、事業者の幅広い情報提供・経営指導・相談のニーズへの対応を継続して行</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p><u>っている先</u></p> <p><u>c. 紹介した外部専門家（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）が業務再構築等の助言を行った取引先 等</u></p> <p><u>ハ. 早期の事業再生に資する取組み</u></p> <p><u>a. 人材を派遣して再建計画策定その他の支援等を行った取引先</u></p> <p><u>b. プリパッケージ型事業再生（民事再生法等の活用）</u> <u>（注）及び私的整理ガイドライン手続の中で再生計画等の策定に関与した取引先</u> <u>（注）再生型法的整理（民事再生法、会社更生法等）において議決権を行使したに過ぎない場合は含まれない。</u></p> <p><u>c. 企業再生ファンドの組成による企業再生のための当該ファンドに出資（現物出資）した取引先</u></p> <p><u>d. 企業再生に当たり、デット・エクイティ・スワップ（DES）、デット・デット・スワップ（DDS）、DIPファイナンス等の手法を活用した取引先</u></p> <p><u>e. 「中小企業再生型信託スキーム」等RCCの信託機能を活用して再建計画の策定に関与した取引先</u></p> <p><u>f. 中小企業再生支援協議会と連携し再生計画の策定に関与した取引先 等</u></p> <p><u>ニ. 事業の承継に対する支援</u> <u>相続対策のコンサルティングに加え、MBO、EBO等を</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|--|
| | <p><u>含む株式買取に関する資金面の支援やM&Aのマッチング支援を行った取引先 等</u></p> <p><u>ホ. 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実</u></p> <p><u>a. スコアリングモデルを活用した商品による融資を行った取引先</u></p> <p><u>b. 財務制限条項を活用した商品による融資を行った取引先</u></p> <p><u>c. 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業者に対する特別な融資プログラムによる融資を行った取引先</u></p> <p><u>d. 「十分な資本的性質が認められる借入金」の融資を行った取引先 等</u></p> <p><u>(注2) 上記「経営改善支援等取組先」のうちロ. 及びハ. については、重点的に経営改善を支援する対象との位置付けを明確にし、当該取組先の経営の実態に応じて、例えば、a. 経営改善支援の専担組織・専担者の支援の対象先としている、b. 本部と営業店が連携して支援を行うこととしている等、経営改善支援の対象としていることについて客観的な裏付けがある場合に限る。したがって、単なる与信管理、貸出条件の緩和等の契約更改（経営改善の支援を目的としないものに限る。）、回収強化、金融支援等を行っている先は、「経営改善支援等取組み先」には含まれないことに留意する。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p>(3) <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に係る監督上の措置</u></p> <p>① <u>特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでの a. 報告基準日における「中小規模事業者等向け貸出比率」及び b. 報告基準日における「中小規模事業者等に対する信用供与の残高」の実績、又は c. 報告基準日における「経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合」の実績が、各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期（各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が4月1日から9月30日までの間である場合にあっては4月1日とし、各特別関係協同組織金融機関等が特定支援を受けた日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては10月1日とする。下記ロ.において同じ。）の合算ベースでの実績を下回った場合には、協同組織中央金融機関に対し、その理由（中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等に関して協同組織中央金融機関が各特別関係協同組織金融機関等に対して実施した経営指導等の実効性の検証を含む。下記②において同じ。）について報告を求める。</u></p> <p><u>さらに、当該指標の改善に向けた実効性ある施策が十分に講じられたと認めがたい場合には、協同組織中央金融機関に対し、各特別関係協同組織金融機関等に対する経営指導等に係る改善策の提出を求め、必要に応じ、業務改善命令の発動を検討</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p><u>するものとする。</u></p> <p>② <u>さらに、協同組織金融機能強化方針の始期から1年後の報告基準日以降において、上記①の特別関係協同組織金融機関等全体の合算ベースでのa. 及びb. の実績、又はc. の実績が2期連続で各特別関係協同組織金融機関等の特定支援の始期の合算ベースでの実績を下回った場合には、その理由について止むを得ない事情があるものと認められる場合を除き、原則として業務改善命令の発動を検討するものとする。</u></p> <p>(4) <u>その他の場合の監督上の措置</u> <u>上記の場合のほか、協同組織金融機能強化方針の履行状況に照らして必要があると認められる場合には、当該協同組織金融機能強化方針の履行を確保するため、監督上必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(注) なお、協定銀行が引き受けた優先出資に所定の配当がなされない場合には、金融機能強化法に基づき、所定の配当がなされない理由、当該優先出資の消却に対応することができる財源が従前どおり確保されることが十分担保されるような抜本的収益改善策等の報告を求め、必要に応じ、当該改善策等の実行を求める業務改善命令の発動を検討する等、厳正に対応するものとする。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>様式第一 (第3条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">(提出者) 本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代表者 役 職 ・ 氏 名 印</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 経営強化計画の実施期間 第2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標 第3 経営の改善の目標を達成するための方策 第4 責任ある経営体制の確立に関する事項 第5 経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項 第6 法第5条第1項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項(経営強化計画を提出する金融機関等(第3条第1項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。)が基準適合金融機関等でない場合に限る。) 第7 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 第8 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項 第9 剰余金の処分の方針 第10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 (記載上の注意) 1. 一般的事項 (1) 経営強化計画を提出する金融機関等の区分に応じ法(これに基づく命令を含む。)の定めにより記載事項とされていない事項(経営強化計画を提出する金融機関等が基準適合金融機関等である場合における第6に掲げる事項)については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。 (2) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</p> | <p>様式第一 (第3条第1項関係) (日本工業規格A4)</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">(提出者) 本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代表者 役 職 ・ 氏 名 印</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1 経営強化計画の実施期間 第2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標 第3 経営の改善の目標を達成するための方策 第4 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項 (削除) (削除) 第5 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 第6 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項 第7 剰余金の処分の方針 第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 (記載上の注意) 1. 一般的事項 (削除) (1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(3) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</p> <p>2. 提出者</p> <p>(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>3. 経営強化計画の実施期間</p> <p>(1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画を提出する金融機関等が銀行等であり、かつ、当該提出の日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。</p> <p>(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。</p> <p>4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標</p> <p>(1) 経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標を記載すること。</p> <p>① コア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標</p> <p>② 業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標</p> <p>③ 不良債権比率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する不良債権比率をいう。）を含む不良債権の処理の状況を示す一つ以上の指標</p> <p>(2) 経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標については、(1)①及び②に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期からの指標の改善の程度（（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を、(1)③に掲げる指標にあっては経営強化計画の終期における値（（別表1）において見込まれる経営強化計画の終期における値と同一のもの又はこれを超えた当該指標の改善を示す値に限る。）又は経営強化計画の始期からの当該指標の改善の程度（（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らない</p> | <p>(2) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</p> <p>2. 提出者</p> <p>(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等（第3条第1項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>3. 経営強化計画の実施期間</p> <p>(1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画を提出する金融機関等が銀行等であり、かつ、当該提出の日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。</p> <p>(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。</p> <p>4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標</p> <p>経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。</p> <p>① コア業務純益（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。）又はコア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標</p> <p>② 業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>ものに限る。)を記載すること。</p> <p>5. 経営の改善の目標を達成するための方策</p> <p>(1) 経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. (1)①及び②に掲げる目標については業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を、4. (1)③に掲げる目標については償却及び引当ての方針、与信リスク管理の方策等を記載すること。また、不良債権処理に向けた取組みへの多面的な評価が可能となるよう、いわゆるオフバランス化につながる措置など前向きな取組みを行うときは、その内容を具体的に記載すること。</p> <p>(2) (1)の場合において、(別表1)に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び管理会計の確立とその活用を含む当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</p> <p>6. 責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。</p> <p>(2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 社外取締役又は員外監事(第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。)がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。</p> <p>② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。</p> <p>③ 委員会設置会社(会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。)でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。 (新設)</p> <p>(3) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 内部監査体制を強化すること。</p> <p>(4) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> | <p>5. 経営の改善の目標を達成するための方策</p> <p>経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. ①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。</p> <p>6. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。</p> <p>(2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 社外取締役又は員外監事(第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。)がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。</p> <p>② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。</p> <p>③ 委員会設置会社(会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。)でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。</p> <p>(3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。</p> <p>① 与信リスク管理に関する事項</p> <p>② 市場リスク管理に関する事項</p> <p>(4) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 内部監査体制を強化すること。</p> <p>(5) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。</p> <p>③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。</p> <p>(5) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること</p> <p>① 四半期毎の情報開示を充実すること。</p> <p>② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。</p> <p>③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。</p> <p>(6) 経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても(2)から(5)までの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを実施時期とともに記載するとともに、「銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。</p> <p>① 経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨</p> <p>② 経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項</p> <p>(新設)</p> | <p>① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。</p> <p>③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。</p> <p>(6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること</p> <p>① 四半期毎の情報開示を充実すること。</p> <p>② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。</p> <p>③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。</p> <p>(7) 経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても(2)から(6)までの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを実施時期とともに記載するとともに、「銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。</p> <p>① 経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨</p> <p>② 経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項</p> <p>(8) 経営強化計画を提出する金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。</p> <p>① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容</p> <p>② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等の経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役員の退任その他の当該銀行持株会社等の経営責任の明確化のために講ずる措置を含む。）</p> |
| <p>7. 経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項</p> <p>(1) 経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合において代表権のある役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを</p> | <p>7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策</p> <p>(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策」については、報告基準日における経</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>含め、当該場合において経営責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。</p> <p>(2) <u>経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等の経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における当該銀行持株会社等の経営管理責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。</u></p> | <p>営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。</p> <p>(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。</p> <p>(3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。</p> <p>(4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。</p> <p>(5) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率及び報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率の水準を当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方針に係る取組み等について具体的に記載すること。</p> |
| <p>8. <u>法第5条第1項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項</u></p> | <p>(削除)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>経営強化計画を提出する金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、法第5条第1項の規定による決定を受けた場合において代表権のある役員が役員を退任し、かつ、配当の額を抑制することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任及び株主責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。この場合において、当該経営責任の明確化のための措置を講ずるまでは法第5条第1項の規定による決定に基づく株式等の引受け等を求めない旨を明らかにすること。</p> <p>9. 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策</p> <p>(1) 「信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策」については、中小企業又は地元事業者に対する信用供与（銀行法第13条第1項に規定する信用の供与等をいう。）の残高の総資産に占める割合（信用金庫又は信用協同組合にあっては、信用供与の残高の総資産に占める割合）及び経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により信用供与の円滑化のための方策が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。</p> <p>(2) 「信用供与の円滑化のための方策」については「信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業を始めとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」をそれぞれ記載すること。</p> <p>(3) 「信用供与の実施体制の整備のための方策」については、信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。</p> <p>(4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業を始めとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。</p> <p>10. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項</p> <p>(1) 経営強化計画を提出する金融機関等が法第3条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、銀行持株会社等が法第3条</p> | <p>(削除)</p> <p>8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項</p> <p>(1) 経営強化計画を提出する金融機関等が法第3条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、銀行持株会社等が法第3条</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>第2項の申込みをするときは当該銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。</p> <p>(2) 「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること</p> <p>① 株式</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 会社法第108条第1項各号に掲げる内容</p> <p>ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）</p> <p>ニ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容 等</p> <p>② 劣後特約付社債（法第2条第2項に規定する劣後特約付社債をいう。）</p> <p>社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>③ 優先出資</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等</p> <p>④ 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）</p> <p>借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>11. 剰余金の処分の方針</p> <p>(1) 配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。</p> <p>12. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>(1) 各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。その子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。</p> | <p>第2項の申込みをするときは当該銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等がその対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。</p> <p>(2) 「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること</p> <p>① 株式</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 会社法第108条第1項各号に掲げる内容</p> <p>ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）</p> <p>ニ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容</p> <p>② 劣後特約付社債（法第2条第2項に規定する劣後特約付社債をいう。）</p> <p>社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>③ 優先出資</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等</p> <p>④ 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）</p> <p>借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>9. 剰余金の処分の方針</p> <p>(1) 配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。</p> <p>10. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>(1) 経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。その子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>(別表1) (単体) (略) (連結) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等 <u>(例えば、オフバランス化につながる措置の内容等)</u> を記載することができる。 2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。 3 事業年度末(銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末)の計数を記載すること。 4 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。 5 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。 <p>(別表2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「公的資金分」とは、法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。 | <p>(別表1) (単体) (略) (連結) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。 2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。 3 事業年度末(銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末)の計数を記載すること。 4 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。 5 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。 <p>(別表2) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「公的資金分」とは、法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。 |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>様式第二 (第 32 条関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">(提出者) 本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代表者 役 職 ・ 氏 名 印</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 経営強化計画の実施期間 第 2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標 第 3 金融組織再編成の内容及び実施時期 第 4 経営の改善の目標を達成するための方策 第 5 <u>責任ある経営体制の確立に関する事項 (経営強化計画を提出する金融機関等 (第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。)) が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。)</u> 第 6 <u>経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合であって、かつ、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が基本的特定組織再編成でない場合に限る。)</u> 第 7 <u>法第 17 条第 1 項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合であって、かつ、経営強化計画を提出する金融機関等 (組織再編成銀行持株会社等を除く。)) が基準適合金融機関等でない場合に限る。)</u> 第 8 <u>信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあつては、「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」とする。)</u> 第 9 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。)</p> | <p>様式第二 (第 32 条関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">経 営 強 化 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">(提出者) 本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代表者 役 職 ・ 氏 名 印</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 経営強化計画の実施期間 第 2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標 第 3 金融組織再編成の内容及び実施時期 第 4 経営の改善の目標を達成するための方策 第 5 <u>従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項 (経営強化計画を提出する金融機関等 (第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。)) が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。)</u> (削除) (削除) 第 6 <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあつては、「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」とする。)</u> 第 7 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限る。)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>第10 経営の強化に伴う労務に関する事項</p> <p>第11 剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。）</p> <p>第12 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。） （記載上の注意）</p> <p>1. 一般的事項</p> <p>(1) 経営強化計画を提出する金融機関等の区分等に応じ法（これに基づく命令を含む。）の定めにより記載事項とされていない事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをしない場合における第5から第7までに掲げる事項等）については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。</p> <p>(2) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</p> <p>(3) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</p> <p>2. 提出者</p> <p>(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する金融機関等又は労働金庫があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等又は労働金庫の本店若しくは主たる事務所の所在地、商号若しくは名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>3. 経営強化計画の実施期間</p> <p>(1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日（組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から3月31日までの間である場合にあつては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。</p> <p>(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。</p> <p>4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標</p> <p>(1) 経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標を記載すること。</p> | <p>第8 経営の強化に伴う労務に関する事項</p> <p>第9 剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。）</p> <p>第10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。） （記載上の注意）</p> <p>1. 一般的事項</p> <p>(1) 経営強化計画を提出する金融機関等の区分等に応じ法（これに基づく命令を含む。）の定めにより記載事項とされていない事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをしない場合における第5に掲げる事項等）については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。</p> <p>(2) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</p> <p>(3) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</p> <p>2. 提出者</p> <p>(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する金融機関等又は労働金庫があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該金融機関等又は労働金庫の本店若しくは主たる事務所の所在地、商号若しくは名称並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>3. 経営強化計画の実施期間</p> <p>(1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日（組織再編成金融機関等が銀行等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から3月31日までの間である場合にあつては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。</p> <p>(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。</p> <p>4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標</p> <p>経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載するこ</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>① <u>コア業務純益ROA（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標</u></p> <p>② <u>業務粗利益経費率（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標</u></p> <p>③ <u>不良債権比率（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する不良債権比率をいう。）を含む不良債権の処理の状況を示す一つ以上の指標</u></p> <p>(2) <u>経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標については、(1)①及び②に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期からの指標の改善（①に掲げる指標の改善については、当該経営強化計画に係る金融組織再編成が特定組織再編成であるときは、当該金融組織再編成の当事者である金融機関等又は労働金庫のうち当該指標の水準が最も高いものの当該指標の水準からの改善に限る。）の程度（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を、(1)③に掲げる指標にあつては経営強化計画の終期における値（別表1）において見込まれる経営強化計画の終期における値と同一のもの又はこれを超えた当該指標の改善を示す値に限る。）又は経営強化計画の始期からの当該指標の改善の程度（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を記載すること。</u></p> <p>5. <u>金融組織再編成の内容及び実施時期</u> 経営強化計画を提出する金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等又は労働金庫の商号又は名称をあわせて記載すること。</p> <p>6. <u>経営の改善の目標を達成するための方策</u> (1) <u>経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. (1)①及び②に掲げる目標については業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を、4. (1)③に掲げる目標については償却及び引当ての方針、与信リスク管理の方策等を記載すること。また、不良債権処理に向けた取組みへの多面的な評価が可能となるよう、いわゆるオフバランス化につながる措置など前向きな取組みを行うときは、その内容を具体的に記載すること。</u> (2) <u>(1)の場合において、(別表1)に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合にあつては、管理会計の確立とその活用の方策を含むものに限る。）をあわせて記載すること。</u></p> <p>7. <u>責任ある経営体制の確立に関する事項</u> (1) 「<u>業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策</u>」、「<u>法令遵守の体制の強化のための方策</u>」、「<u>経営に対する評価の客観性の確保のための方策</u>」及び「<u>情</u></p> | <p>と。</p> <p>① <u>コア業務純益（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいう。）又はコア業務純益ROA（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいう。）を含む収益性を示す一つ以上の指標</u></p> <p>② <u>業務粗利益経費率（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいう。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標</u></p> <p>5. <u>金融組織再編成の内容及び実施時期</u> 経営強化計画を提出する金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等又は労働金庫の商号又は名称をあわせて記載すること。</p> <p>6. <u>経営の改善の目標を達成するための方策</u> 経営の改善の目標を達成するための方策については、<u>経営の現状分析を踏まえた上で、4. ①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。</u></p> <p>7. <u>従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</u> (1) 「<u>業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策</u>」、「<u>リスク管理の体制の強化のための方策</u>」、「<u>法令遵守の体制の強化のための方策</u>」、「<u>経営に対する</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p><u>報開示の充実のための方策</u>」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。</p> <p>(2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。</p> <p>② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。</p> <p>③ 委員会設置会社（会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。 (新設)</p> <p>(3) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 内部監査体制を強化すること。</p> <p>(4) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。</p> <p>③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。</p> <p>(5) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 四半期毎の情報開示を充実すること。</p> <p>② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。</p> <p>③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。</p> <p>(6) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても(2)から(5)までの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれ</p> | <p>評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。</p> <p>(2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。</p> <p>② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。</p> <p>③ 委員会設置会社（会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。</p> <p>(3) 「リスク管理の体制の強化のための方策」については、<u>不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>与信リスク管理に関する事項</u></p> <p>② <u>市場リスク管理に関する事項</u></p> <p>(4) 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 内部監査体制を強化すること。</p> <p>(5) 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。</p> <p>③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。</p> <p>(6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 四半期毎の情報開示を充実すること。</p> <p>② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。</p> <p>③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。</p> <p>(7) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても(2)から(6)までの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>れを実施時期とともに記載するとともに、「組織再編成銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。</p> <p>① 経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨</p> <p>② 経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項 (新設)</p> <p>8. <u>経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における経営責任の明確化に関する事項</u></p> <p>(1) <u>経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合において代表権のある役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等の経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役員が役員を退任することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、経営強化計画の終期において経営の改善の目標が達成されない場合における当該組織再編成銀行持株会社等の経営管理責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。</u></p> | <p>び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを実施時期とともに記載するとともに、「組織再編成銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。</p> <p>① 経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨</p> <p>② 経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項</p> <p>(8) <u>経営強化計画を提出する金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。</u></p> <p>① <u>基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容</u></p> <p>② <u>当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員等の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等の経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役員等の退任その他の当該銀行持株会社等の経営責任の明確化のために講ずる措置を含む。）</u></p> <p>8. <u>中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策</u></p> <p>(1) <u>「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。</u></p> <p>(2) <u>「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>9. 法第 17 条第 1 項の規定による決定を受けた場合における経営責任及び株主責任の明確化に関する事項</p> <p>経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が基準適合金融機関等でないときは、法第 17 条第 1 項の規定による決定（法第 19 条第 1 項の規定による承認を含む。）を受けて経営強化計画に係る金融組織再編成を実施する時期までに代表権のある役員が役員を退任し、かつ、当該金融組織再編成の後において組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法第 15 条第 2 項の申込みをする場合にあっては、その対象組織再編成子会社）の役員に就任しないこと及び当該金融組織再編成が株式交換、株式移転、合併、会社分割（会社分割により事業の全部を承継させ、会社分割により設立する金融機関等又は会社分割により事業を承継する金融機関等の株</p> | <p>人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。</p> <p>(3) 「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。</p> <p>(4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。</p> <p>(5) 経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをしない場合における「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。</p> <p>(6) 「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」については、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率及び報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表 1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率の水準を当該経営強化計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方針に係る取組み等について具体的に記載すること。</p> <p>(削除)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|-------------|
| <p>主に株式を割り当てるものに限る。)又は会社分割による事業の全部の承継(会社分割により設立する金融機関等又は会社分割により事業を承継する金融機関等の株主に株式を割り当てるものに限る。)でないときは配当の額を抑制することをその実施時期とともに明確に記載することを含め、当該場合において経営責任及び株主責任の明確化のために講ずる措置を記載すること。</p> <p>10. 信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策</p> <p>(1) 「信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方策」については、中小企業又は地元事業者に対する信用供与(銀行法第13条第1項に規定する信用の供与等をいう。)の残高の総資産に占める割合(組織再編成金融機関等が信用金庫又は信用協同組合である場合にあつては、信用供与の残高の総資産に占める割合)及び経営改善取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合を含む地域経済の活性化への貢献の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表1)に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により信用供与の円滑化のための方策が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。</p> <p>(2) 「信用供与の円滑化のための方策」については「信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業を始めとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業(個人事業者を含む。以下同じ。)に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」をそれぞれ記載すること。</p> <p>(3) 「信用供与の実施体制の整備のための方策」については、信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。</p> <p>(4) 「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小企業を始めとする信用供与の相手方の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業に対する支援に係る機能の強化のための方策」及び「早期の事業再生に資する方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的な記載に努め、(1)に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。</p> <p>(5) 経営強化計画を提出する金融機関等が法第15条第1項又は第2項の申込みをしない場合における「業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方策及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」</p> | <p>(削除)</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>として明示した上で、地域により信用供与の方策が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。</p> <p>11. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項</p> <p>(1) 経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が法第15条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法第15条第2項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。</p> <p>(2) 「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 株式</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 会社法第108条第1項各号に掲げる内容</p> <p>ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）</p> <p>ニ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容 等</p> <p>② 劣後特約付社債（法第2条第2項に規定する劣後特約付社債をいう。）</p> <p>社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>③ 優先出資</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等</p> <p>④ 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）</p> <p>借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>12. 経営の強化に伴う労務に関する事項</p> <p>以下に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 経営強化計画の始期における従業員（職員）数</p> <p>(2) 経営強化計画の終期における従業員（職員）数</p> <p>(3) 経営の強化に充てる予定の従業員（職員）数</p> <p>(4) (3)中、新規採用される従業員（職員）数</p> <p>(5) 経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数</p> <p>13. 剰余金の処分の方針</p> <p>(1) 配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞</p> | <p>9. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項</p> <p>(1) 経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が法第15条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法第15条第2項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。</p> <p>(2) 「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 株式</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 会社法第108条第1項各号に掲げる内容</p> <p>ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合（議決権のある株式である場合に限る。）</p> <p>ニ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容 等</p> <p>② 劣後特約付社債（法第2条第2項に規定する劣後特約付社債をいう。）</p> <p>社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>③ 優先出資</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等</p> <p>④ 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）</p> <p>借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>10. 経営の強化に伴う労務に関する事項</p> <p>以下に掲げる事項を記載すること。</p> <p>(1) 経営強化計画の始期における従業員（職員）数</p> <p>(2) 経営強化計画の終期における従業員（職員）数</p> <p>(3) 経営の強化に充てる予定の従業員（職員）数</p> <p>(4) (3)中、新規採用される従業員（職員）数</p> <p>(5) 経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数</p> <p>11. 剰余金の処分の方針</p> <p>(1) 配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>与についての方針を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。</p> <p>14. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>(1) 各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。その子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。</p> <p>(別表1) (銀行持株会社等以外の金融機関等—単体) (略) (銀行持株会社等—単体) (略) (連結) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等(例えば、<u>オフバランス化につながる措置の内容等</u>)を記載することができる。</p> <p>2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。</p> <p>3 事業年度末(銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末)の計数を記載すること。</p> <p>4 銀行持株会社等にあつては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の単体・合算ベースの指標を銀行等単体の場合と同一の表形式によりあわせて記載すること。</p> <p>5 経営強化計画を提出する金融機関等と組織再編成金融機関等(経営強化計画を実施する金融機関等)とで金融機関等の種類が異なる場合にあつては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。</p> <p>6 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> <p>7 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。</p> <p>(別表2) (配当に関する事項) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「公的資金分」とは、法第17条第1項の規定による決定(法第19条第1項の規定に</p> | <p>与についての方針を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。</p> <p>12. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>(1) <u>経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。</u>この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。その子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。</p> <p>(別表1) (銀行持株会社等以外の金融機関等—単体) (略) (銀行持株会社等—単体) (略) (連結) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。</p> <p>2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。</p> <p>3 事業年度末(銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末)の計数を記載すること。</p> <p>4 銀行持株会社等にあつては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の単体・合算ベースの指標を銀行等単体の場合と同一の表形式によりあわせて記載すること。</p> <p>5 経営強化計画を提出する金融機関等と組織再編成金融機関等(経営強化計画を実施する金融機関等)とで金融機関等の種類が異なる場合にあつては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。</p> <p>6 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> <p>7 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。</p> <p>(別表2) (配当に関する事項) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「公的資金分」とは、法第17条第1項の規定による決定(法第19条第1項の規定に</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>よる承認を含む。)を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。</p> <p>2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> | <p>よる承認を含む。)を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。</p> <p>2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| 様式第三(第 39 条及び第 40 条関係) (日本工業規格 A 4) | 様式第三(第 39 条及び第 40 条関係) (日本工業規格 A 4) |
| 経 営 強 化 計 画 | 経 営 強 化 計 画 |
| 年 月 日提出 | 年 月 日提出 |
| (提出者) 本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代表者 役 職 ・ 氏 名 印 | (提出者) 本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代表者 役 職 ・ 氏 名 印 |
| 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 2 項 (又は第 3 項) の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 | 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 2 項 (又は第 3 項) の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。 |
| 記 | 記 |
| 第 1 経営強化計画の実施期間 | 第 1 経営強化計画の実施期間 |
| 第 2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標 | 第 2 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標 |
| 第 3 金融組織再編成の内容及び実施時期 | 第 3 金融組織再編成の内容及び実施時期 |
| 第 4 経営の改善の目標を達成するための方策 | 第 4 経営の改善の目標を達成するための方策 |
| 第 5 責任ある経営体制の確立に関する事項 (経営強化計画を提出する金融機関等 (第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。) が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り。) | 第 5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項 (経営強化計画を提出する金融機関等 (第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。) が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り。) |
| 第 6 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り。) | 第 6 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り。) |
| 第 7 経営の強化に伴う労務に関する事項 | 第 7 経営の強化に伴う労務に関する事項 |
| 第 8 業務を行っている地域における信用供与の方針及びその実施体制に関する事項 | 第 8 業務を行っている地域における信用供与の方針及びその実施体制に関する事項 |
| 第 9 剰余金の処分の方針 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り。) | 第 9 剰余金の処分の方針 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り。) |
| 第 10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り。) | 第 10 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをする場合に限り。) |
| (記載上の注意) | (記載上の注意) |
| 1. 一般的事項 | 1. 一般的事項 |
| (1) 経営強化計画を提出する金融機関等の区分等に応じ法 (これに基づく命令を含む。) の定めにより記載事項とされていない事項 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをしない場合における第 5 に掲げる事項等) については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。 | (1) 経営強化計画を提出する金融機関等の区分等に応じ法 (これに基づく命令を含む。) の定めにより記載事項とされていない事項 (経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項又は第 2 項の申込みをしない場合における第 5 に掲げる事項等) については、当該事項の記載を省略し、他の事項を繰り上げて記載することができる。 |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(2) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</p> <p>(3) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</p> <p>2. 提出者</p> <p>(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該組織再編成銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>3. 経営強化計画の実施期間</p> <p>(1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。</p> <p>(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。</p> <p>4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標</p> <p>(1) <u>経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標を記載すること。</u></p> <p>① <u>コア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいい、組織再編成金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益ROAとする。）を含む収益性を示す一つ以上の指標</u></p> <p>② <u>業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいい、組織再編成金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの業務粗利益経費率とす</u></p> | <p>(2) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</p> <p>(3) 経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</p> <p>2. 提出者</p> <p>(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該組織再編成銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>3. 経営強化計画の実施期間</p> <p>(1) 経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画の始期は金融組織再編成を実施する日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等が銀行等又は銀行持株会社等であり、かつ、当該金融組織再編成を実施する日が10月1日から3月31日までの間である場合にあっては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。</p> <p>(3) 経営強化計画の終期となる月については、経営強化計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。</p> <p>4. 経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善の目標</p> <p><u>経営の強化に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標（①に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあっては経営強化計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。</u></p> <p>① <u>コア業務純益（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいい、組織再編成金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益とする。）又はコア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいい、組織再編成金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益ROAとする。）を含む収益性を示す一つ以上の指標</u></p> <p>② <u>業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいい、組織再編成金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの業務粗利益経費率とする。）を</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>る。)を含む業務の効率を示す一つ以上の指標</p> <p>③ <u>不良債権比率（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する不良債権比率をいい、組織再編成金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースでの不良債権比率とする。）を含む不良債権の処理の状況を示す一つ以上の指標</u></p> <p>(2) <u>経営強化計画の終期において達成すべき経営の改善の目標については、(1)①及び②に掲げる指標にあつては経営強化計画の始期からの指標の改善の程度（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を、(1)③に掲げる指標にあつては経営強化計画の終期における値（別表1）において見込まれる経営強化計画の終期における値と同一のもの又はこれを超えた当該指標の改善を示す値に限る。）又は経営強化計画の始期からの当該指標の改善の程度（別表1）において見込まれる経営強化計画の始期からの改善の程度を下回らないものに限る。）を記載すること。</u></p> <p>5. <u>金融組織再編成の内容及び実施時期</u> <u>経営強化計画を提出する金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等の商号又は名称をあわせて記載すること。</u></p> <p>6. <u>経営の改善の目標を達成するための方策</u> (1) <u>経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4.(1)①及び②に掲げる目標については業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を、4.(1)③に掲げる目標については償却及び引当ての方針、与信リスク管理の方策等を記載すること。また、不良債権処理に向けた取組みへの多面的な評価が可能となるよう、いわゆるオフバランス化につながる措置など前向きな取組みを行うときは、その内容を具体的に記載すること。</u> (2) <u>(1)の場合において、(別表1)に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</u></p> <p>7. <u>責任ある経営体制の確立に関する事項</u> (1) 「<u>業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策</u>」、「<u>法令遵守の体制の強化のための方策</u>」、「<u>経営に対する評価の客観性の確保のための方策</u>」及び「<u>情報開示の充実のための方策</u>」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること (2) 「<u>業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策</u>」については、例えば以下の方策を記載すること。 ① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。 ② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員</p> | <p><u>む業務の効率を示す一つ以上の指標</u></p> <p>5. <u>金融組織再編成の内容及び実施時期</u> <u>経営強化計画を提出する金融機関等が金融組織再編成の当事者の一部であるときは、その旨及び他の当事者である金融機関等の商号又は名称をあわせて記載すること。</u></p> <p>6. <u>経営の改善の目標を達成するための方策</u> <u>経営の改善の目標を達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、4. ①及び②に掲げる目標については地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。</u></p> <p>7. <u>従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</u> (1) 「<u>業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策</u>」、「<u>リスク管理の体制の強化のための方策</u>」、「<u>法令遵守の体制の強化のための方策</u>」、「<u>経営に対する評価の客観性の確保のための方策</u>」、「<u>情報開示の充実のための方策</u>」及び「<u>従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策</u>」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。 (2) 「<u>業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策</u>」については、例えば以下の方策を記載すること。 ① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。 ② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>し、又はその独立性を強化すること。</p> <p>③ 委員会設置会社（会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。 (新設)</p> <p>③ 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 内部監査体制を強化すること。</p> <p>④ 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。</p> <p>③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。</p> <p>⑤ 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 四半期毎の情報開示を充実すること。</p> <p>② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。</p> <p>③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。</p> <p>⑥ 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても②から⑤までの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを実施時期とともに記載するとともに、「組織再編成銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。</p> <p>① 経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨</p> <p>② 経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項 (新設)</p> | <p>し、又はその独立性を強化すること。</p> <p>③ 委員会設置会社（会社法第2条第12号に規定する委員会設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに委員会設置会社になること。</p> <p>③ 「<u>リスク管理の体制の強化のための方策</u>」については、<u>不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>与信リスク管理に関する事項</u></p> <p>② <u>市場リスク管理に関する事項</u></p> <p>④ 「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 内部監査体制を強化すること。</p> <p>⑤ 「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</p> <p>② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。</p> <p>③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。</p> <p>⑥ 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① 四半期毎の情報開示を充実すること。</p> <p>② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。</p> <p>③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。</p> <p>⑦ 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても②から⑥までの「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「<u>リスク管理の体制の強化のための方策</u>」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれを実施時期とともに記載するとともに、「組織再編成銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。</p> <p>① 経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨</p> <p>② 経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項</p> <p>⑧ <u>経営強化計画を提出する金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るた</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項</p> <p>(1) 法第 16 条第 2 項前段 (又は第 3 項前段) の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法第 15 条第 2 項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。</p> <p>(2) 「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること</p> <p>① 株式</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる内容</p> <p>ハ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利等の内容等</p> <p>② 劣後特約付社債 (法第 2 条第 2 項に規定する劣後特約付社債をいう。)</p> <p>社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等</p> <p>③ 優先出資</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる内容等</p> <p>④ 劣後特約付金銭消費貸借 (法第 2 条第 3 項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。)</p> <p>借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等</p> <p>9. 経営の強化に伴う労務に関する事項</p> <p>以下に掲げる事項を記載すること。</p> | <p><u>めの方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。</u></p> <p><u>① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容</u></p> <p><u>② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員その他の経営責任の明確化のために講ずる措置 (経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等の経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役員その他の当該銀行持株会社等の経営責任の明確化のために講ずる措置を含む。)</u></p> <p>8. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項</p> <p>(1) 法第 16 条第 2 項前段 (又は第 3 項前段) の規定により経営強化計画を提出する金融機関等が法第 15 条第 1 項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法第 15 条第 2 項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式の引受けを求める額及びその内容並びに当該株式の引受けを受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。</p> <p>(2) 「株式等の引受け等」又は「株式の引受け」に係る「額」及び「内容」については、株式等又は貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 株式</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 会社法第 108 条第 1 項各号に掲げる内容</p> <p>ハ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利等の内容等</p> <p>② 劣後特約付社債 (法第 2 条第 2 項に規定する劣後特約付社債をいう。)</p> <p>社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等</p> <p>③ 優先出資</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 5 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる内容等</p> <p>④ 劣後特約付金銭消費貸借 (法第 2 条第 3 項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。)</p> <p>借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等</p> <p>9. 経営の強化に伴う労務に関する事項</p> <p>以下に掲げる事項を記載すること。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>(1) 経営強化計画の始期における従業員（職員）数（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合にあっては、その子会社である銀行ごとにそれぞれ記載する。以下(5)までにおいて同じ。）</p> <p>(2) 経営強化計画の終期における従業員（職員）数</p> <p>(3) 経営の強化に充てる予定の従業員（職員）数</p> <p>(4) (3)中、新規採用される従業員（職員）数</p> <p>(5) 経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数</p> <p>10. 業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項 業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項の記載については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。</p> <p>11. 剰余金の処分の方針</p> <p>(1) 配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。</p> <p>12. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>(1) <u>各種のリスクの管理の状況及び今後の方針について記載すること。</u>この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。</p> <p>(別表1) (銀行持株会社等以外の金融機関等－単体) (略) (銀行持株会社等－単体) (略) (連結) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等（例えば、<u>オフバランス化につながる措置の内容等</u>）を記載することができる。</p> <p>2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。</p> <p>3 事業年度末（銀行等にあっては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。</p> <p>4 銀行持株会社等にあっては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベース</p> | <p>(1) 経営強化計画の始期における従業員（職員）数（銀行持株会社又は長期信用銀行持株会社である場合にあっては、その子会社である銀行ごとにそれぞれ記載する。以下(5)までにおいて同じ。）</p> <p>(2) 経営強化計画の終期における従業員（職員）数</p> <p>(3) 経営の強化に充てる予定の従業員（職員）数</p> <p>(4) (3)中、新規採用される従業員（職員）数</p> <p>(5) 経営の強化に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数</p> <p>10. 業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項 業務を行っている地域における信用供与の実施に関する事項の記載については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県すべてを「業務を行っている地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。</p> <p>11. 剰余金の処分の方針</p> <p>(1) 配当に対する方針を（別表2）により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をすること。</p> <p>12. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>(1) <u>経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。</u>この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</p> <p>(2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、当該組織再編成銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。</p> <p>(別表1) (銀行持株会社等以外の金融機関等－単体) (略) (銀行持株会社等－単体) (略) (連結) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。</p> <p>2 過去の実績及び実績見込みについては、経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。</p> <p>3 事業年度末（銀行等にあっては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。</p> <p>4 銀行持株会社等にあっては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベース</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>の指標をあわせて記載すること。</p> <p>5 経営強化計画を提出する金融機関等と組織再編成金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）とで金融機関等の種類が異なる場合にあつては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。</p> <p>6 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> <p>7 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。</p> <p>(別表2) (配当に関する事項) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「公的資金分」とは、法第17条第1項の規定による決定（法第19条第1項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。</p> <p>2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> | <p>の指標をあわせて記載すること。</p> <p>5 経営強化計画を提出する金融機関等と組織再編成金融機関等（経営強化計画を実施する金融機関等）とで金融機関等の種類が異なる場合にあつては、過去の実績又は実績見込みと経営強化計画の実施期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。</p> <p>6 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> <p>7 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。</p> <p>(別表2) (配当に関する事項) (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 「公的資金分」とは、法第17条第1項の規定による決定（法第19条第1項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。</p> <p>2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>様式第四 (第 56 条第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">経 営 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">(提出者) 本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代表者 役 職 ・ 氏 名 印</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 22 条第 3 項の規定に基づき、経営計画を次のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 経営計画の期間 第 2 経営計画の期間中の収益見通し 第 3 収益見通しを達成するための方策 第 4 責任ある経営体制の確立に関する事項 第 5 剰余金の処分の方針 第 6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 第 7 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等 (第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。以下同じ。) を発行者又は債務者とするものの額及びその内容</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 一般的事項</p> <p>(1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</p> <p>(2) 経営計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</p> <p>2. 提出者</p> <p>(1) 提出者の欄においては、経営計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自</p> | <p>様式第四 (第 56 条第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">経 営 計 画</p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: center;">(提出者) 本店又は主たる 事務所の所在地 商号又は名称 代表者 役 職 ・ 氏 名 印</p> <p>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 22 条第 3 項の規定に基づき、経営計画を次のとおり提出します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第 1 経営計画の期間 第 2 経営計画の期間中の収益見通し 第 3 収益見通しを達成するための方策 第 4 責任ある経営体制の確立に関する事項 第 5 剰余金の処分の方針 第 6 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 第 7 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等 (第 32 条に規定する金融機関等をいい、経営計画を連名で提出する銀行持株会社等を含む。以下同じ。) を発行者又は債務者とするものの額及びその内容</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. 一般的事項</p> <p>(1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</p> <p>(2) 経営計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、経営計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</p> <p>2. 提出者</p> <p>(1) 提出者の欄においては、経営計画を提出する金融機関等の代表者が記名押印又は自</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|--|
| <p>ら署名すること。</p> <p>(2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>3. 経営計画の期間</p> <p>(1) 経営計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。</p> <p>(2) 経営計画の始期は経営計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日とし、経営計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。</p> <p>(3) 経営計画の終期となる月については、経営計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。</p> <p>4. 経営計画の期間中の収益見通し</p> <p><u>経営に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営計画の終期において達成すべき見通しを記載すること。</u></p> <p>① <u>コア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益ROAとする。）を含む収益性を示す一つ以上の指標</u></p> <p>② <u>業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの業務粗利益経費率とする。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標</u></p> <p>5. 収益見通しを達成するための方策</p> <p><u>収益見通しを達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、業務の合理化又は業務の提供方法の改善、業務のための必要度が低い資産の処分又は収益性の低い資産の処分、収益性の高い分野への特化又は参入等の方策等を記載すること。この場合において、（別表1）に記載されているもののほか、部門別の損益の動向、子会社及び関連会社の損益の動向その他の根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</u></p> <p>6. 責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれについて、これまで実施していた経営強化計</p> | <p>ら署名すること。</p> <p>(2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、提出者の欄を適宜補正した上で、当該銀行持株会社等の本店の所在地、商号並びに代表者の役職及び氏名を記載するとともに、当該代表者が記名押印又は自ら署名すること。</p> <p>3. 経営計画の期間</p> <p>(1) 経営計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。</p> <p>(2) 経営計画の始期は経営計画の提出の日の属する事業年度の翌事業年度の開始の日とし、経営計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。</p> <p>(3) 経営計画の終期となる月については、経営計画の始期から3年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載すること。</p> <p>4. 経営計画の期間中の収益見通し</p> <p><u>経営に関連する各種の指標につき（別表1）により過去の実績又は実績見込み及び経営計画の実施期間中における見込みを記載した上で、これらの指標のうち次に掲げる指標につき経営計画の終期において達成すべき見通し（①に掲げる指標にあつては経営計画の始期の水準を上回る水準のものに限り、②に掲げる指標にあつては経営計画の始期の水準を下回る水準のものに限る。）を記載すること。</u></p> <p>① <u>コア業務純益（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益をいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益とする。）又はコア業務純益ROA（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定するコア業務純益ROAをいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースのコア業務純益ROAとする。）を含む収益性を示す一つ以上の指標</u></p> <p>② <u>業務粗利益経費率（（別表1）に掲げる方法により計算された同表に規定する業務粗利益経費率をいい、経営計画を提出する金融機関等が銀行持株会社等であるときは、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの業務粗利益経費率とする。）を含む業務の効率を示す一つ以上の指標</u></p> <p>5. 収益見通しを達成するための方策</p> <p><u>収益見通しを達成するための方策については、経営の現状分析を踏まえた上で、地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化のための方策等を記載すること。</u></p> <p>6. 責任ある経営体制の確立に関する事項</p> <p>(1) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「<u>リスク管理の体制の強化のための方策</u>」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」及び「情報開示の充実のための方策」のそれぞれ</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|---|---|
| <p>画(第56条第1項に規定する経営強化計画をいう。)又は経営計画(同項に規定する経営計画をいう。)に記載されていたそれぞれの方策の維持又は強化に関する事項を記載すること。</p> <p>(2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の事項を記載するとともに、当該銀行持株会社等における「責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。</p> <p>① 経営計画を実施する子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨</p> <p>② 経営計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項</p> <p>7. 剰余金の処分の方針</p> <p>(1) 配当に対する方針を(別表2)により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。</p> <p>(2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。</p> <p>8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>(1) <u>各種のリスクの管理の状況及び今後の方針</u>について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</p> <p>(2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。</p> <p>9. 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容</p> <p>「額」及び「内容」については、取得株式等又は取得貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 株式</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 会社法第108条第1項各号に掲げる内容</p> <p>ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合(議決権のある株式である場合に限る。)</p> <p>ニ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容 等</p> <p>② 劣後特約付社債(法第2条第2項に規定する劣後特約付社債をいう。)</p> <p>社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等</p> | <p>について、これまで実施していた経営強化計画(第56条第1項に規定する経営強化計画をいう。)又は経営計画(同項に規定する経営計画をいう。)に記載されていたそれぞれの方策の維持又は強化に関する事項を記載すること。</p> <p>(2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の事項を記載するとともに、当該銀行持株会社等における「責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として以下の事項を記載すること。</p> <p>① 経営計画を実施する子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨</p> <p>② 経営計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項</p> <p>7. 剰余金の処分の方針</p> <p>(1) 配当に対する方針を(別表2)により記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。</p> <p>(2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をすること。</p> <p>8. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</p> <p>(1) <u>経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針</u>について記載すること。この場合において、(別表1)に記載されているもののほか、根拠となっているデータ及び当該方策を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</p> <p>(2) 経営計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、当該銀行持株会社等についても同様の記載をするほか、その子会社(法第2条第4項に規定する子会社をいう。)の財務の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のために行う経営管理の内容をあわせて記載すること。</p> <p>9. 協定銀行が現に保有する取得株式等又は取得貸付債権のうち経営計画を提出する金融機関等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容</p> <p>「額」及び「内容」については、取得株式等又は取得貸付債権の種類に応じ、次の①から④までに掲げる事項を記載すること。</p> <p>① 株式</p> <p>イ 種類、払込金額の総額、発行株式数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</p> <p>ロ 会社法第108条第1項各号に掲げる内容</p> <p>ハ 議決権の数及び総株主の議決権に占める割合(議決権のある株式である場合に限る。)</p> <p>ニ 株式の割当てを受ける権利、他の種類の株式への転換の請求の権利の内容 等</p> <p>② 劣後特約付社債(法第2条第2項に規定する劣後特約付社債をいう。)</p> <p>社債総額、利率、償還の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|--|--|
| <p>③ 優先出資 イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額 ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等</p> <p>④ 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。） 借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>(別表1) (銀行持株会社等以外の金融機関等－単体) (略) (銀行持株会社等－単体) (略) (連結) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、関連する指標を記載することができる。 2 過去の実績及び実績見込みについては、直前の経営強化計画又は経営計画の実施期間を遡って記載すること。 3 事業年度末（銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。 4 銀行持株会社等にあつては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの指標を合わせて記載すること。 5 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。 6 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。</p> <p>(別表2) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 「公的資金分」とは、取得株式等（法第20条第2項に規定する取得株式等をいう。）である株式に係るものをいう。 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> | <p>③ 優先出資 イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額 ロ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容 等</p> <p>④ 劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。） 借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容 等</p> <p>(別表1) (銀行持株会社等以外の金融機関等－単体) (略) (銀行持株会社等－単体) (略) (連結) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 上記により記載が必要とされる指標に加えて、関連する指標を記載することができる。 2 過去の実績及び実績見込みについては、直前の経営強化計画又は経営計画の実施期間を遡って記載すること。 3 事業年度末（銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末）の計数を記載すること。 4 銀行持株会社等にあつては、当該銀行持株会社等の子会社である銀行等の合算ベースの指標を合わせて記載すること。 5 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。 6 機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。</p> <p>(別表2) (略)</p> <p>(記載上の注意) 1 「公的資金分」とは、取得株式等（法第20条第2項に規定する取得株式等をいう。）である株式に係るものをいう。 2 協同組織金融機関及び協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。</p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|------|--|
| (新設) | <p>様式第五 (第 92 条関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;"><u>協同組織金融機能強化方針</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: right;">(提出者) 主たる事務所 の所在地 名 称 代 表 者 役職・氏名 印</p> <p><u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 3 第 1 項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>第 1 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項</u></p> <p><u>第 2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項</u></p> <p><u>第 3 第 1 及び第 2 の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針</u></p> <p><u>第 4 申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項</u></p> <p><u>第 5 協同組織中央金融機関等 (法第 2 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者に限る。以下同じ。) における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</u></p> <p><u>第 6 協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針</u></p> <p><u>第 7 協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</u></p> <p><u>(記載上の注意)</u></p> <p>1. 一般的事項</p> <p>(1) <u>以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</u></p> <p>(2) <u>協同組織金融機能強化方針が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</u></p> <p>2. 提出者</p> <p><u>提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|--|
| | <p>3. 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項</p> <p>(1) <u>申込みに係る資金について、おおむね 15 年以内にその処分をし、又は償還若しくは返済を行うための財源を確保するために必要な収益性及び業務の効率の向上のための方策を記載すること。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる指標につき(1)の方策を実施するために達成すべき経営の改善の目標を記載すること。</u></p> <p>① <u>収益性を示す一つ以上の指標</u></p> <p>② <u>業務の効率を示す一つ以上の指標</u></p> <p>(3) <u>協同組織金融機関等（法第 2 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば協同組織金融機関等に対して行う以下の事項について記載すること。</u></p> <p>① <u>経営のモニタリング及び分析</u></p> <p>② <u>経営に関する相談</u></p> <p>(4) <u>特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば、特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための経営指導の内容について記載すること。</u></p> <p>4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項</p> <p>(1) <u>「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む協同組織金融関係機関（法第 34 条の 2 に規定する協同組織金融関係機関をいう。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。</u></p> <p>(2) <u>「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」、「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。</u></p> <p>(3) <u>「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策」については、例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための協同組織金融機関等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について記載すること。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p>(4) 「<u>協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策</u>」、「<u>創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策</u>」、「<u>経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策</u>」、「<u>早期の事業再生に資する方策</u>」及び「<u>事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策</u>」の記載に当たっては、それぞれ、<u>協同組織金融機関等における当該取組みの促進に資するための方策について、具体的に記載すること。</u></p> <p>(5) 「<u>協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策</u>」については、「<u>協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画</u>」の内容も含めて、具体的に記載すること。</p> <p>5. <u>第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針</u> <u>特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について記載すること。</u></p> <p>6. <u>申込みに係る資金を有効に活用するための体制に関する事項</u> <u>第94条各号に規定する体制に関する事項について、それぞれ具体的に記載すること。</u></p> <p>7. <u>協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項</u></p> <p>(1) 「<u>業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策</u>」、「<u>リスク管理の体制の強化のための方策</u>」、「<u>法令遵守の体制の強化のための方策</u>」、「<u>経営に対する評価の客観性の確保のための方策</u>」、「<u>情報開示の充実のための方策</u>」及び「<u>従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策</u>」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。</p> <p>(2) 「<u>業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策</u>」については、例えば、<u>員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。）を増員し、又はその独立性を強化する方策を記載すること。</u></p> <p>(3) 「<u>リスク管理の体制の強化のための方策</u>」については、<u>不良債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。</u></p> <p>① <u>与信リスク管理に関する事項</u></p> <p>② <u>市場リスク管理に関する事項</u></p> <p>(4) 「<u>法令遵守の体制の強化のための方策</u>」については、例えば以下の方策を記載すること。</p> <p>① <u>弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。</u></p> <p>② <u>内部監査体制を強化すること。</u></p> <p>(5) 「<u>経営に対する評価の客観性の確保のための方策</u>」については、例えば、<u>第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p><u>置し、又はこれを強化する方策を記載すること。</u></p> <p>(6) <u>「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記載すること。</u></p> <p>① <u>半期毎又は四半期毎の情報開示を充実すること。</u></p> <p>② <u>部門別の損益に関する情報開示を充実すること。</u></p> <p>③ <u>地域への貢献に関する情報開示を充実すること。</u></p> <p>(7) <u>協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、以下の事項を具体的に記載すること。</u></p> <p>① <u>基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容</u></p> <p>② <u>当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員等の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置</u></p> <p>8. <u>協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針</u> <u>配当に対する方針を記載するとともに、役員に対する報酬及び賞与についての方針を記載すること。</u></p> <p>9. <u>協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</u> <u>経営管理に係る体制及び各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針について記載すること。この場合において、協同組織金融機能強化方針に記載された事項を確実に実施するための体制整備に関する事項をあわせて記載すること。</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|------|---|
| (新設) | <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;"><u>様式第六 (第 92 条関係)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 2 の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日提出</p> <p style="text-align: right;"><u>(提出者) 主たる事務所 の 所 在 地 名 称 代 表 者 役職・氏名 印</u></p> <p><u>金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 3 第 1 項の規定に基づき、同法第 34 条の 2 の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を次のとおり提出します。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>第 1 優先出資の引受け等を求める額</u> <u>第 2 優先出資の引受け等の内容</u> <u>(記載上の注意)</u></p> <p><u>1. 一般的事項</u></p> <p><u>(1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。</u></p> <p><u>(2) 協同組織金融機能強化方針とあわせて公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、協同組織金融機能強化方針及びこの書面に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。</u></p> <p><u>2. 提出者</u> <u>提出者の欄においては、協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等の代表者が記名押印又は自ら署名すること。</u></p> <p><u>3. 優先出資の引受け等を求める額</u> <u>優先出資の引受け等を求める額については、「優先出資の引受け」又は「劣後特約付金銭消費貸借による貸付け」の区分ごとに記載すること。</u></p> <p><u>4. 優先出資の引受け等の内容</u> <u>優先出資の引受け等の内容については、「優先出資の引受け」又は「劣後特約付金銭消費貸借による貸付け」の区分ごとに、次の①又は②に掲げる事項を記載すること。</u></p> <p><u>① 優先出資</u> <u>イ 種類、払込金額の総額、発行口数、払込金額、発行の方法及び非資本計上額</u></p> |

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 (様式・参考資料編) 新旧対照表

| 現 行 | 改 正 後 |
|-----|---|
| | <p>ロ <u>協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項第2号から第4号までに掲げる内容等</u></p> <p>② <u>劣後特約付金銭消費貸借（法第2条第3項に規定する劣後特約付金銭消費貸借をいう。）</u> <u>借入金額、利息、元金の返済の方法及び期限、利息支払の方法及び期限、劣後特約の内容等</u></p> |